

# 入管法「改正」案をめぐる諸問題

## ◆特集にあたって

### 一 入管法「改正」案の審議状況

出入国管理法及び難民認定手続法（入管法と略記）「改正」案は、難民をはじめ外国人の、在留資格認定・受入れにおける日本政府のいちじらしい消極的姿勢にたいする内外からの批判にまつたく対応していない。それどころか、資格認定の申請中であつても、三回目以降の申請であれば、強制的に送還することさえ可能にする。そうすると、送還先できびしい弾圧を受けることも容易に予測される。「改正」にもなつて、外国人の権利は現状よりも後退する危険がある。

また「改正」が成立すれば、実務で常態化する非人間的な対応、違法な虐待（それを象徴するのがウイシユマ事件である）の真相究明をはばみ、ひいては、そういった事件の再発を防ぐための運動に幕引きをせまることになるのではないか。外国人の支援にかかわるおおくの市民や法律家がそれを憂慮するのは、とうぜんのことである。国会前で、全国各地で、入管法「改正」に反対する集会がもたれている。またネット上でも「改正」案の問題点を指摘する声がいきかう。

そこで本誌は、憲法および国際人権法にもとづいて、「改正」案の問題点を掘り下げ、それを世に知らしめることとした。さいわい、外国人の受け入れにくわしい弁護士・研究者・市民から一〇本のすぐれた論考をおよせいただいた。そのなかで問題の原因、現状、さらにどうあるべきかといった点まで言及していただいた。

しかし法案の審議は、わたしたちがおもつた以上に「迅速」にすすんでいる。二〇二三年五月九日に、自民・公明・維新・国民民主などの賛成で衆院を通過（一部修正）した。現在（五月一八日）、それは参議院

務委員会に付託されている。同委員会では、維新議員がウイシユマさんを侮辱する発言をした（五月一六日）。たんに一議員の不見識問題ととらえることはできない。入管法「改正」案が、事実と法ではなく、難民・外国人にたいする偏見にもとづいているのではないだろうか。

### 二 「マクリン事件判決」的な政治からの決別

外国人の権利がないがしろにされる背景として、マクリン事件判決（最大判一九七八年一〇月四日）の存在が指摘される。おおくの法科大学教育の現場では、いまなお「外国人の人権享有主体性について、マクリン事件の採用する立場を理解し説明することができる」ことを、学生にもとめている。

しかし日本が難民条約および議定書に加入したのは一九八一年である。したがつて同判決が「国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされている」という箇所の実質の意味は、八一年をさかいにまつたくかわつている。また同判決は、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人に在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて」とする。これは、憲法と法律の上下関係が倒立している。憲法の最高法規性と、条約及び確立された国際法規の誠実遵守を規定する憲法九九条を無視している。

いま、「マクリン事件判決」的な政治から決別することがもとめられている。とすれば、「改正」案はぜつたいに認められない。日本における人権尊重の「本気度」が問われている。今年、関東大震災から一〇〇年である。

（法と民主主義」編集委員会 永山茂樹）